

四日市市建築基準法許可審査基準

(建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可に関する建築審査会包括同意)

平成17年10月20日

四日市市建築審査会承認

改正 平成30年 3月 8日

改正 平成31年 1月24日

改正 令和 6年 1月29日

第1 総則

1 趣旨

市長が、建築基準法（以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定による許可を行う場合に、下記の許可基準のいずれかに適合するものについては、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。

2 適用の範囲

法第3条第2項の規定により法第56条の2第1項の規定の適用を受けない建築物又は法第56条の2第1項ただし書による許可を受けた建築物（以下「既存不適格建築物等」という。）の敷地内において、増築、改築若しくは移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合について適用する。

3 用語の定義

- (1) 敷地境界線 建築する敷地の境界線であり、建築基準法施行令（以下「令」という。）第135条の12第3項第1号の規定により敷地境界線とみなすものを含む。
- (2) 日影 法第56条の2第1項で定める冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、それぞれ、法別表第4（は）欄の各項（2の項及び3の項にあつては、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）第7条の2で指定する数値）に掲げる平均地盤面からの高さの水平面に生じる日影をいう。
- (3) 不適格日影 既存不適格建築物等が生じさせる、法別表第4（に）欄の各項及び三重県建築基準条例第7条の2に掲げる時間以上日影となる部分の日影のことをいう。

第2 許可基準

- 1 増築等に係る建築物の敷地境界線（令第135条の12第3項第1号の規定により敷地境界線とみなすものを除く。）を超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのないもの
- 2 増築等に係る部分の平均地盤面からの高さが、法別表第4（は）欄の各項に掲げる数値以下のもの

3 次の(1)及び(2)に該当するもの

- (1) 増築等により、既存不適格建築物等が生じさせる不適格日影の時間及びその領域を増加させないこと。
- (2) 増築等に係る部分は、次の①及び②に該当すること。
 - ① 敷地境界線を超える範囲において、法別表第4(に)欄に掲げる「敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間」以上日影となる部分を生じさせることのないものであること。
 - ② 敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において、同表(に)欄に掲げる「敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間」以上日影となる部分を生じさせることのないものであること。

第3 建築審査会への報告

市長は、この審査基準により許可したものについては、すみやかに建築審査会にその内容を報告するものとする。

なお、建築審査会の同意の日付は、許可の日とする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年 3月 8日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年 1月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 1月29日から施行する。